

福岡県公報

平成三十一年三月十九日
第四千七十七号
増刊
①

目次

教育委員会

- 福岡県社会教育委員会議規則等を廃止する規則 (教育庁総務企画課) ……一
- 福岡県教育振興審議会規則 (教育庁総務企画課) ……一
- 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務企画課) ……二
- 福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令 (教育庁総務企画課) ……三

選挙管理委員会

- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部改正 (市町村支援課) ……四
- 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……六

教育委員会

福岡県社会教育委員会議規則等を廃止する規則を制定し、ここに公布する。
平成三十一年三月十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県社会教育委員会議規則等を廃止する規則

(福岡県社会教育委員会議規則及び福岡県県立学校教育振興計画審議会規則の廃止)

第一条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 福岡県社会教育委員会議規則(昭和二十五年教育委員会規則第一号)
- 二 福岡県県立学校教育振興計画審議会規則(昭和四十四年教育委員会規則第十一号)

(福岡県学校給食審議会規則の廃止)
第二条 福岡県学校給食審議会規則(昭和二十八年教育委員会規則第四号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年七月七日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(福岡県学校給食審議会委員の任期に関する経過措置)

2 この規則の施行の前日において福岡県学校給食審議会委員である者の任期は、福岡県学校給食審議会規則第六条の規定にかかわらず、その日に満了する。

福岡県教育振興審議会規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県教育振興審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県教育振興審議会(以下「審議会」という。)の位置、組織、所掌事務、委員その他の構成員及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第二条 審議会は、福岡県教育庁(以下「教育庁」という。)内に置く。

(組織)

第三条 審議会は、二十人以内の委員をもって組織する。

(所掌事務)

第四条 審議会は、学校教育及び社会教育の振興その他の重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べ、又は教育委員会の諮問に答申する。

（委員）

第五条 審議会の委員は、学識経験者、教育職員、関係行政機関の職員、福岡県社会教育委員に関する条例（昭和二十四年福岡県条例第七十一号）に定める社会教育委員その他教育委員会において必要と認められた者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

2 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第六条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者又は専門的な知見を有する者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。（会長及び副会長）

第七条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第八条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する者の互選によりこれらを定める。

4 部会長は、その属する部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、その属する部会の部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第九条 審議会の会議は、会長が招集し、部会の会議は、その部会の部会長が招集する。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、審議会については会長に、部会についてはその部会長に招集を求めることができる。

（議事）

第十条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第十一条 審議会の庶務は、教育庁教育総務部総務企画課において処理する。

（補則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年七月七日から施行する。

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第四十一号を第四十二号とし、第四十号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 福岡県教育振興審議会に関すること。

第十四条第十四号を削り、第十五号を第十四号に、第十六号を第十五号とする。

第十八条第十四号を削り、第十五号を第十四号に、第十六号を第十五号とする。
 第十九条第十一号中「福岡県立ふれあいの家北筑後、福岡県立ふれあいの家南筑後、福岡県立ふれあいの家京築、」を「福岡県立ふれあいの家南筑後、」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第九条に一号を加える改正規定及び第十四条第十四号を削る改正規定は、平成三十一年七月七日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月十九日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令
 (福岡県教育庁事務分掌規程の一部改正)

第一条 福岡県教育庁事務分掌規程(平成三十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「実施に関する事」の下に「(教育要覧及び教育便覧に関する事を含む。)」を加え、同号ヨを削り、タをヨとし、同条第二号中「教育要覧、教育便覧及び」を削り、同条第三号ヌをルとし、リの次に次のように加える。
 ヌ 災害対策に係る事務の総合的な連絡及び調整に関する事。

第四条第四号ヌをルとし、リの次に次のように加える。

又 福岡県教育振興審議会に関する事。

第五条第一号イを削り、ロをイとし、ハからホまでを一つずつ繰り上げ、同条第三号ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 庶務に関する事。

第九条第二号ヲを削る。

第十二条第三号ニ中「福岡県人権教育推進委員会」を「人権教育総合推進連絡協議会」に改める。

第十三条第二号ヌを削り、ルをヌとし、ヲをルとする。

第十四条第一号ホ中「福岡県立ふれあいの家北筑後、福岡県立ふれあいの家南筑後、福岡県立ふれあいの家京築、」を「福岡県立ふれあいの家南筑後、」に改める。
 (教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正)

第二条 教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号ヲ中「修学旅行」を「児童生徒の」に改める。

(福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第三条 福岡県教育委員会事務決裁規程(平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第九条の表の備考中「課長」を「課長及び副課長」に改める。

別表一第四項第十六号中「課長相当職員」を「課長」に改め、同表第五項第四号中「修学旅行」を「児童生徒の」に改め、同表第十項第三号から第十三号までを削り、同表第十二項第八号中「表彰」を「表彰及び感謝状贈呈(福岡県教育委員会名義で行うものに限る。)」に改め、同項第九号及び第十号中「表彰」を「表彰及び感謝状贈呈」に改め、第四十二号を第四十三号とし、第二〇号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次のように加える。

20 審査請求その他の不服申立てに係る事務を処理すること(教育委員会会議に付議するもの及び不利益処分についての審査請求に関する規則(平成十六年福岡県人事委員会規則第二十六号)に基づくものを除く。)
 課長

同表第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次のように加える。

十二 教育委員会の所掌事務に関する争訟に関する事務
 1 教育委員会を被告とする訴訟について、応訴を決定し、及び訴訟の方針を決定すること。 教育長
 2 訴訟に関し、訴訟代理人を選任すること。 教育長
 3 争訟事件に係る事務を処理すること。 課長

別表二第二十八項を第三十項とし、第二十七項の次に次のように加える。

二十八 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成十六年福岡県人事委員会規則第二十六号。以下この項中「規則」という。)に基づく事務
 1 規則第六条第四項の規定に基づき、審査請求の受理通知を受けること。 部長
 2 規則第八条第二項の規定に基づき、人事委員会に対し、審査を併合し、又 課長

| | |
|--|------|
| は分離するよう申し立てること。 | |
| 3 規則第十條第三項の規定に基づき、審査請求の取下げの通知を受けること。 | 部長 |
| 4 規則第十五條第一項の規定に基づき、代理人を選任又は解任すること。 | 副教育長 |
| 5 規則第十五條第四項の規定に基づき、人事委員会に代理人の氏名等を届け出ること。 | 課長 |
| 6 規則第十五條第六項の規定に基づき、主任代理人を指定し、人事委員会に届け出ること。 | 副教育長 |
| 7 規則第二十一條の規定に基づき、口頭審理の日時及び場所の通知を受けること。 | 課長 |
| 8 規則第二十三條第一項の規定に基づき、人事委員会に対し、答弁書を提出すること。 | 課長 |
| 9 規則第三十六條第一項の規定に基づき、人事委員会に対し、証拠資料を提出すること。 | 課長 |
| 10 規則第三十七條第一項の規定に基づき、人事委員会に対し、人事委員会が証人を呼び出して尋問し、又は証拠資料を提出させて調査することを申し立てること。 | 課長 |
| 11 規則第五十五條の規定に基づく指示を受けること。 | 副教育長 |
| 12 規則第五十六條の規定に基づき、裁決書の送付を受けること。 | 教育長 |
| 13 規則第五十八條第一項の規定に基づき、人事委員会に対し、再審査を請求すること。 | 教育長 |
| 二十九 勤務条件に関する措置の要求に関する事務 | |
| この項中勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成十六年福岡県人事委員会規則第二十五号）を「規則」という。 | |
| 1 規則第六條第一項の規定に基づき、代理人を選任すること。 | 副教育長 |
| 2 規則第六條第二項の規定に基づき、主任代理人を指定すること。 | 副教育長 |
| 3 規則第六條第三項の規定に基づき、代理人選任届及び委任状等を提出すること。 | 課長 |
| 4 規則第九條第二項の規定に基づき、措置要求の受理通知を受けること。 | 部長 |
| 5 規則第十二條第二項の規定に基づき、人事委員会の意見の聴取又は資料の提出若しくは出席の求めに応じること。 | 課長 |
| 6 規則第十四條第三項の規定に基づき、措置要求の取下げの通知を受けること。 | 部長 |
| 7 規則第十七條第三項の規定に基づき、判定書の送付を受けること。 | 教育長 |
| 8 規則第十九條の規定に基づき、人事委員会の勧告を受けること。 | 教育長 |
| 別表四第十三項を削り、第十四項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を第十三項とし、第十五項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げる。 | |
| 別表六第一項第二号中「監査」を「鑑査」に改め、同項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号を削り、同項第十三号中「処理する」を「行う」に改め、同項第十八号中「、並びに緊急を要する場合におい | |

て」を削り、「、条例第三十條第二項、条例第三十七條第二項及び条例第三十八條第三項」を「及び条例第三十七條第二項」に改め、同項第十九号中「、並びに緊急を要する場合において」を削り、「条例第三十條第六項」を「一条例第三十條第二項、条例第三十條第六項」に改め、同項第二十号中「又は管理責任者」を「等」に、「管理方法の改善」を「管理」に、「関して」を「ついて」に改め、同項二十九号中「又は保持団体」を「等」に改め、第十一号を第九号とし、第十二号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、同表第二項第一号中「第十九條第一項の規定」を削る。

別表七第十四項を削り、第十五項を第十四項とする。

別表十二第一項第六号中「社会教育委員の会議の」を削り、同表第七項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表十三教育事務所長の項第五項中「教育長が補助執行」を「教育委員会事務局職員が補助執行」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中福岡県教育庁事務分掌規程第四條第四号ヌをルとし、リの次に加える改正規定及び第九條第二号ヲを削る改正規定並びに第三條中福岡県教育委員会事務決裁規程別表七第十四項を削る改正規定、別表十二第一項第六号「社会教育委員の会議の」を削る部分及び同表第七項を削る改正規定については、平成三十一年七月七日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十六号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

指定した施設の表小郡市の項中

| | |
|----------------|------------|
| 小郡地区コミュニティセンター | 小郡市小郡二九六番地 |
| | を |

同表小竹町の項中

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------|
| 小竹東住民センター | 七福集会所 | 小郡地区コミュニティセンター | 小郡市総合保健福祉センター | 味坂校区コミュニティセンター | 御原校区コミュニティセンター | 立石校区コミュニティセンター | 三国校区コミュニティセンター | 東野校区コミュニティセンター | 大原校区コミュニティセンター | 小郡校区コミュニティセンター | のぞみが丘校区コミュニティセンター |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大字御徳一七八三番地の一 | 小竹町大字勝野二八三七番地の四 | 小郡市小郡二九六番地 | 二森一一六七番地一 | 下西鱒坂二五三番地一 | 稲吉四三七番地一一 | 干潟二〇五六番地一 | 三沢四一九六番地一 | 三沢八三番地一 | 大保一四六五番地一 | 寺福重八五九番地五一 | 希みが丘五丁目二番地一七 |

を

に、

同表東峰村の項中

| | | | | | | | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|-----------|-----------------|-----------------|------------|--------------|------------|-----------------|
| 小竹町中央公民館 | 小竹北小学校体育館 | 小竹西小学校体育館 | 小竹南小学校体育館 | 小竹中学校体育館 | 小竹町七福コミュニティセンター | 小竹町七福コミュニティセンター | 小竹町町民体育館 | 小竹南住民センター | 小竹町町民体育館 | 小竹東住民センター |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大字勝野一七五七番地 | 大字御徳一三七五番地 | 大字新多四六六番地の一 | 大字勝野三五四〇番地 | 大字御徳六五六番地 | 大字勝野二八三七番地の一 | 大字勝野二八三七番地の一 | 大字勝野一八五七番地 | 大字勝野四〇五九番地の一 | 大字勝野一八五七番地 | 小竹町大字御徳一七八三番地の一 |

に、

を

に、

を

に、

| | | | |
|----------|---|-------------|---|
| 東峰村民センター | 〃 | 大字宝珠山二七番地の二 | を |
|----------|---|-------------|---|

| | | | |
|------------------|---|-------------|----|
| 東峰村民センター | 〃 | 大字宝珠山二七番地の二 | に、 |
| 保健福祉センターいずみ館大ホール | 〃 | 大字宝珠山六四三一番地 | |

同表広川町の項中

| | | | |
|-----------|---|------------|---|
| 広川町産業展示会館 | 〃 | 大字日吉一六四番地六 | を |
|-----------|---|------------|---|

| | | | |
|------------|---|-------------|-------|
| 広川町産業展示会館 | 〃 | 大字日吉一六四番地六 | に改める。 |
| 広川町民交流センター | 〃 | 大字新代一九六五番地一 | |

福岡県選挙管理委員会告示第四十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院（小倉南区）の表中

| | | | |
|---------------|---|-------------|---|
| 介護老人保健施設あけぼの苑 | 〃 | 大字湯川一三九番地の二 | を |
| 医療法人錦会上曽根病院 | 〃 | 上曽根五一三一一 | |

| | | | |
|-------|---|----------|--|
| 沼本町病院 | 〃 | 沼本町一九一三九 | |
|-------|---|----------|--|

| | | | |
|---------------|---|-----------|-------|
| 介護老人保健施設あけぼの苑 | 〃 | 大字湯川一三九一二 | に改める。 |
| 沼本町病院 | 〃 | 沼本町一九一三九 | |

一 病院（大牟田市）の表中

| | | | |
|--------------|---|-----------|---|
| 医療法人親仁会みさき病院 | 〃 | 大字岬一二三〇番地 | を |
|--------------|---|-----------|---|

| | | | |
|-------|---|---------|-------|
| みさき病院 | 〃 | 大字岬一二三〇 | に改める。 |
|-------|---|---------|-------|

一 病院（京都郡）の表中

| | | | |
|-------|---|------------------|---|
| 荊田病院 | 〃 | 京都郡荊田町大字法正寺五六八番地 | を |
| 小波瀬病院 | 〃 | 新津一五九八 | |

二 老人ホームの表中

| | | | |
|-------|---|--------------|-------|
| 小波瀬病院 | 〃 | 京都郡荊田町新津一五九八 | に改める。 |
|-------|---|--------------|-------|

| | | | |
|------------------|---|--------|---|
| 介護付有料老人ホームハピネス赤坂 | 〃 | 赤坂一三三三 | を |
|------------------|---|--------|---|

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------|---------------------|----------------------|
| 特別養護老人ホームよるこび | 特別養護老人ホームグッドライフ | 特別養護老人ホーム青楽園 | 特別養護老人ホームグッドライフ | 特別養護老人ホームふるさとホーム | 有料老人ホームケアタウンあいあい田川 | 住宅型有料老人ホームサンフェロー暖家の丘 | 住宅型有料老人ホームサンプレイス暖家の丘 | ユニット型介護老人福祉施設春のおとずれ | 特別養護老人ホームふるさとホーム | ユニット型介護老人福祉施設春のおとずれ | 介護付有料老人ホームたいしんかていな赤坂 |
| 〃 〃 大字大行事四二二六 | 〃 〃 大字今任原三四八六一三 | 〃 赤村大字内田二三三三一 | 〃 〃 大字今任原三四八六一三 | 柳川市東蒲池五六四一 | 〃 大字楠二〇八五一〇 | 〃 大字楠八二四二二〇 | 〃 大字位登一一三一 | 〃 大字伊加利二〇四七二三 | 柳川市東蒲池五六四一 | 〃 大字伊加利二〇四七二三 | 〃 〃 赤坂一―二―三二 |

に改める。

を

に、

を

に、

特別養護老人ホーム青楽園

〃
赤村大字内田二三三三一